

社会福祉法人榛桐会 行動計画《女性活躍推進法》

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1日～令和 12 年 3月 31日までの 4 年間
2. 内容

目 標： 係長以上に占める女性職員の割合を 30%以上にする

<対策>

- 令和 8 年4月～ 人事考課制度により男女ともに職員の成長を促進する
- 令和 8 年4月～ 育児休業や介護休業などの取得、またその後の復職もしやすい職場環境と雰囲気づくりを継続する
- 令和 8 年4月～ 管理職候補となる男女職員に対して管理職育成研修を実施する
- 令和 8 年4月～ 業務のDX化を進め生産向上を図ることにより、男女ともに昇進を目指しやすい環境を作る